「山間地・高台を走行する路線」の運休の判断について

本日の行政処分にあたり、当社はこれまでバスの運体に際しては特段の基準を設けておらず、また運転士など社員への周知についても不十分な状態となっておりました。一方で、山間地の路線は携帯電話が通じないことから、その場で運転士と会社が再確認をすることができず、運転士の自己判断に頼る部分が大きすぎる課題を抱えております。

下記の通り一定の基準を設けることとしましたのでお知らせします。

当社は、「山間地・高台を走行する路線」として、下記3点が一つでも該当する区間が断続的に続く路線としております。

- 1離合が困難な区間
- 2携帯電話の電波が届かない区間
- 3バスを安全に停車させ、かつ運転士が待機できる施設がない区間

「山間地・高台を走行する路線」として、下記の5路線を位置づけます。

- ①新岩国駅~柱野・六呂師・大藤
- ②和木駅~御堂原·上迫
- ③錦帯橋~上阿品・北河内駅
- ④岩国駅~桜ヶ丘
- ⑤岩国市過疎地域乗合バス(全3ルート)

今後、安全管理体制を強化するため、下記に該当する事象が起こる可能性がある場合、該当 区間の運行を取りやめることといたします。また、これらの運行再開に際しては当社社員が 安全を確認してからとし、それまでは運休を継続することとします。

- 1台風、大雨による自然災害により安全に通行できない可能性があるとき
- 2工事による通行止めや迂回運行が発生し、所定の経路を走行できない場合

路線ごとの具体的な内容は

- ①新岩国駅で運行取りやめ(岩国駅~新岩国駅間の区間運行)
- ②和木駅で運行取りやめ (岩国駅~和木駅間の区間運行)
- ③錦帯橋で運行取りやめ (該当便の全区間運休)
- ④桜ヶ丘団地に上がらずに迂回
- ⑤全区間の終日運休

運行の取りやめにあたっては、前日の夕方までに運行の可否を決定し、インターネット(ツイッター)でご案内をすることはもちろんですが、インターネット以外でも各自治会長宛ての電話連絡や地元ケーブルテレビの情報番組(平日朝のみ)等に情報を提供することで、広く周知ができるように取り組んでまいります。

該当区間のお客さまにはご迷惑をおかけしますが、安全運行を継続し、路線を存続させるためにご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上